

議案第9号

琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例

琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例(平成16年琴浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるもののうち、<u>法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金(以下「国支援金」という。)</u>の支給の対象とならないものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、<u>法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないもの(前号イ及びウに掲げる世帯を除く。)</u>をいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(支援金の交付)</p> <p>第3条 町長は、第1条の目的を達成する</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるもの<u>(法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。)</u>をいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、<u>法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯(同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。)</u>をいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(支援金の交付)</p> <p>第3条 町長は、第1条の目的を達成する</p>

ため、被災者に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる給付金(以下「支援金」という。)を交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金(別表第1欄に掲げる事業(発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。)を行う同表第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表第5欄に定める額(国支援金の支給の対象となる場合にあつては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額(その額が0を下回る場合にあつては、0))以上の給付金をいう。以下同じ。)

(2) 被災者住宅修繕促進支援金(指定自然災害により居宅が損壊した世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金(別表第9号に係るものを除く。)の交付を受けない者(町長が別に定める者に限る。)であつて、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額以上の給付金をいう。)

ア 損壊した居宅の被害割合が5パーセント未満の世帯の世帯主又は当該居宅の所有者に対して交付するもの

2万円

イ ア以外のもの 5万円

2 略

別表(第3条関係)

対象事	完	対象者	申請	交付定
-----	---	-----	----	-----

ため、被災者に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる給付金(以下「支援金」という。)を交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金(別表第1欄に掲げる事業(発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。)を行う同表第3欄に掲げる者であつて、発生日の翌日から起算して同表第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表第5欄に定める額以上の支援金をいう。以下同じ。)

(2) 被災者住宅修繕促進支援金(指定自然災害により居宅が損壊した世帯(法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。)の世帯主又は当該居宅の所有者(被災者住宅再建等支援金(別表第8号に係るものを除く。)の交付を受ける者を除き、町長が別に定める者に限る。)であつて、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する2万円以上の支援金をいう。)

2 略

別表(第3条関係)

対象事	完	対象者	申請	交付定
-----	---	-----	----	-----

業	了 期 間		期 間	額
略				
(5) 半壊 世帯 の居 宅に 代わ る住 宅(町 内に 設置 され るも のに 限り、 賃貸 住宅 にあ って は、 町長 が別 に定 める もの に限 る。) の建 設又 は購 入	3 年	半壊世 帯の <u>う ち、国 支援金 の支給 の対象 となら ないも の</u> の世 帯主又 は当該 居宅の 所有者 (町長 が別に 定める ものに 限る。)	2年	100万 円(単 数世帯 につい ては、 75万 円)
(6) 半壊	2 年	半壊世 帯の世	1年	補修に 要する

業	了 期 間		期 間	額
略				
(5) 半壊 世帯 の居 宅に 代わ る住 宅(町 内に 設置 され るも のに 限り、 賃貸 住宅 にあ って は、 町長 が別 に定 める もの に限 る。) の建 設又 は購 入	3 年	半壊世 帯の世 帯主又 は当該 居宅の 所有者 (町長 が別に 定める ものに 限る。)	2年	100万 円(単 数世帯 につい ては、 75万 円)
(6) 半壊	2 年	半壊世 帯の世	1年	補修に 要する

世帯の居宅の補修		帯主又は当該居宅の所有者（町長が別に定めるものに限る。）		経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)	世帯の居宅の補修	帯主又は当該居宅の所有者（町長が別に定めるものに限る。）		経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)
(7) 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるもの限り、賃貸住宅にあつては、町長が別に定めるものに限る。)	3年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が別に定めるものに限る。）	2年	30万円				

の建設又は購入				
(8) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。	1年	補修に要する経費(30万円) <u>(災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理(以下「住宅の応急修理」という。)を受けることができる場合にあっては、30万円から当該住宅の応急修理の</u>

(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。	1年	補修に要する経費(30万円を限度とする。)

				ために 支出さ れるべ き費用 の額を 控除し た額) を限度 とす る。)					
(9) 略					(8) 略				
(10) (1) から (9) まで に掲 げる もの のほ か、 町長 が別 に定 める 事業	略				(9) (1) から (8) まで に掲 げる もの のほ か、 町長 が別 に定 める 事業	略			
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。